

「物価高騰対応支援給付金支給事務に関する特定個人情報保護評価書（案）」に対して

寄せられた御意見と旭川市の考え方

○意見提出期間 令和8年4月24日（金）～令和8年5月25日（月）

○意見提出数 2件（個人2件）

※御意見は、原文どおりを基本としていますが、読みやすくするため一部修正しています。

受付番号	寄せられた御意見	意見に対する市の考え方
1	中間サーバーコネクタでは、団体内統合宛名番号の付番に当たり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されない為、団体内統合宛名番号は、団体内において個人と1対1対応となる。代理申請の場合は、上記に合わせて、代理人の本人確認書類及び支給対象者との関係を証する書類等の提出を必須としている。	御意見の内容につきましては、概ね市（案）の内容と同様であり、同意いただいたものと考えております。
2	他部署からの情報については、宛名番号による突合で合致したもののみ取得している。また、窓口での申請書類等の受理に際しては、本人確認書類等による複数の情報に基づく対象者照合を遵守しており、郵送及びフォームで提出を受けた書類等については、受理・認証時点で職員による不要な情報の不可視化を徹底している。申請には、マイナンバーカード等、住民登録の複数項目と照合可能な本人確認書類の提出を必須としている。	御意見の内容につきましては、概ね市（案）の内容と同様であり、同意いただいたものと考えております。